この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

（仮称）ENEOS株式会社　研究開発拠点建設事業

第２分類事業判定届出書の概要

令和3年7月

ENEOS株式会社

本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 地域の概要及び地域特性
3. 第2分類事業判定届出について

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

1. 事業計画の概要

事業の概要

計画段階事業者の氏名及び住所	ENEOS株式会社 代表取締役社長 大田　勝幸 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
事業の名称	（仮称）ENEOS株式会社　研究開発拠点建設事業
事業の種類及び規模	自然科学研究所の建設（新設）（第2分類事業） 計画区域面積　約9ha （自然科学研究所を新設する部分の面積※　約2.9ha）
計画区域の位置	横浜市神奈川区守屋町4丁目の一部

※ 横浜市環境影響評価条例施行規則第4 条の第2 分類事業の要件（自然科学研究所の新設の事業であって、当該新設する部分の敷地面積が2.5ha 以上3ha 未満であるもの）に対応する面積。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

計画区域の位置

事業の目的

＜本事業の目的＞

★ 研究開発の加速化を企図した社外とのイノベーションの創出を実現する

★ 新研究所における研究・実験の成果を社会の発展と活力ある未来づくりに貢献

＜ENEOS株式会社　長期ビジョン＞

◆将来像

・石油の高付加価値化
・**技術力の発展的強化**
・**プラットフォーマーへの転換**
・**低炭素・循環型社会への貢献**
・エネルギー安定供給・バリューチェーン最適化

実現に向けて・・・

新規事業分野に対応する研究開発の強化・加速
既存の研究施設の老朽化対応

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

事業の内容

主要用途	研究施設、情報発信施設、福利厚生施設等
建築面積	約27,600㎡（計画区域） （自然科学研究所を新設する部分の面積　約 17,400㎡）
延床面積	約105,300㎡（計画区域） （自然科学研究所を新設する部分の面積　約 89,300㎡）
主な建物の最高高さ※2、3（主な建物の高さ）	研究棟　：約47m 車両評価棟　：約35m 反応実験棟　：約32m
主な建物の階数※3	研究棟　：地下1階　地上7階　塔屋1階 車両評価棟　：地上5階　塔屋1階 反応実験棟　：地上4階　塔屋1階
工事予定期間	令和3年度～令和4年度　撤去工事 令和4年度～令和6年度　新築工事

※1　今後の関係機関協議により、数値等は変更になる可能性があります。
※2　計画建物は、外壁の上端を塔屋や屋上設備よりも高く設定していることから、外壁の上端まで建物の高さに算入されます。これに伴い、計画建物は建物の高さと最高高さが等しくなります。
※3　高さ30m以上の計画建物の最高高さ（高さ）及び階数を記載しています。

添付資料 P.1-6

施設配置図

凡　例

- :計画区域
- :「自然科学研究所」の範囲
- :建物(新築)
- :地上物(新築)
- :地下物(新築)
- :建物(既存)
- :地上物(既存)
- :緑地

添付資料 P.1-8

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

施設配置図

添付資料 P.1-7

新研究所で実施する研究内容

建物名称	主な実験・研究の内容
研究棟	1．コア事業の競争力強化のための研究開発 ・原油、燃料、化学品の研究開発、製造支援 ・潤滑油の研究開発 2．先進的な新材料、新エネルギーの研究開発 ・機能性ケミカル、素材デバイス、ライフサイエンス等の研究開発 ・再エネ利用、水素エネルギー社会実現のための研究開発 3．先進的な研究開発の基盤となる研究開発 ・シミュレーション、データ解析技術開発 ・各種分析装置による試験分析
車両 評価棟	1．コア事業の競争力強化のための評価試験 ・潤滑油の製品開発のための車両、ベンチ試験 ・省エネルギー潤滑油、環境対応潤滑油の研究開発
反応 実験棟	1．コア事業の競争力強化のための評価試験 ・燃料、化学品製造の触媒評価試験 ・原油評価試験

添付資料 P.1-11

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

給排水計画

- **上水は公営上水道**を利用し、**工業用水の供給**を受けます。
- 排水のうち**実験排水は敷地内で排水処理後、生活系排水は浄化槽で処理後、運河へ放流**します。
- **間接冷却水等をトイレ洗浄水や敷地内植栽灌水用として利用**することを検討します。

添付資料 P.1-13

排気・換気計画

- 車両評価棟に設置される**エンジン試験装置からの排出ガスには、硫黄酸化物や窒素酸化物が含まれていますが、フィルタにて除去**した後に大気放出します。

- **実験等で発生する硫化水素、硫黄酸化物等を含んだガスは、水洗による排ガス処理設備により浄化**して大気放出します。

添付資料 P.1-14

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

防災計画

（1）地震対策

- 廃油タンク及びオイルタンクは、**基礎のアンカーを打って耐震、揺れ防止を設ける**とともに必要な**強度をもたせます**。
- **タンクの地下化**を検討し、周りは**強度のあるコンクリート壁等で囲い**、耐震性の確保と地下浸透防止を図ります。
- メンテナンス：**タンクは気密試験を行い、周りのコンクリートは、数年に一回は検査・補修等を行う**ことを検討します。

（2）浸水対策

- 燃料：浸水時の容器損傷による漏洩がないよう、ドラム、ペール缶等の**密閉型容器で自動油庫に保管**する計画としています。
- 薬品：**研究棟では3階以上**に保管し、**自動油庫では上層部（8m程度）の収納区画**に耐震対策を施した状態で収納します。

添付資料 P.1-18

事業スケジュール案

令和3年度（2021年度）～令和4年度（2022年度）

基本設計、実施設計、横浜市環境影響評価条例に基づく手続き、及び、土壌汚染対策法の事前相談・協議
→既存施設の解体・撤去等

令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）

建設工事

令和7年度（2025年度）

供用開始

添付資料 P.1-20

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

2. 地域の概況及び地域特性

地形分布図

:計画区域
:区界

（人工地形）
:宅地等
:盛土地
:埋立地
:切土地

（自然地形）
:山地斜面等
:砂礫台地
:ローム台地（更新世段丘）
:谷底低地
:三角州・海岸低地
:砂州・砂堆（礫州・礫堆）
:河原・河川敷
:旧水部

添付資料 P.3-6

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

河川の状況

添付資料 P.3-7

用途地域図

添付資料 P.3-11

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

3. 第2分類事業判定届出について

第2分類事業判定届出について

■概要

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
ア	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域 その他の汚染物質が滞留しやすい地域
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は 生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
ウ	自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

添付資料 P.3-1～3-4

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第２分類事業判定届出について

■概要

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（2）の基準	
ア	首都圏近郊緑地保全法第3条第１項の規定により指定された近郊緑地保全区域
イ	都市緑地法第12条第１項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域
ウ	都市計画法第8条第１項第7号の規定により定められた風致地区の区域
エ	森林法第5条第2項第１号の規定により定められた森林の区域
オ	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第１号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域
カ	緑の環境をつくり育てる条例第7条第１項の規定により指定された保存すべき緑地
キ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

添付資料 P.3-5

第２分類事業判定届出について

■概要

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（2）の基準	
ク	文化財保護法第27条第１項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第１項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物
ケ	神奈川県文化財保護条例第4条第１項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第１項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物
コ	横浜市文化財保護条例第6条第１項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第１項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物

添付資料 P.3-5

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
ア	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域 その他の汚染物質が滞留しやすい地域

〈地形・空間〉

・計画区域は横浜港に面する埋立地に位置し、計画区域及びその周辺は平坦な地形となっており、計画区域の北側、西側、南側は河川や運河に面しています。

・通風が確保された区域と考えられます。

〈気象〉〈大気質〉

・計画区域周辺は、横浜市内の一般的な気象状況と考えられます。

・計画区域周辺の大気質の観測結果（平成27～令和元年度）は、光化学オキシダントを除き、環境基準に適合していました。

計画区域周辺は大気汚染物質が滞留しやすい
気象条件を有する地域ではないと考えられます。

添付資料 P.3-1

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
ア	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域 その他の汚染物質が滞留しやすい地域

〈地形・空間〉

・計画区域は横浜港に面する埋立地に位置し、計画区域及びその周辺は平坦な地形となっており、計画区域の北側、西側、南側は河川や運河に面しています。

・通風が確保された区域と考えられます。

〈水域〉

・計画区域周辺には入江川（準用河川）や運河があります。

・いずれも潮汐の影響を受け、干満による水交換があります。

計画区域周辺は汚染物質が滞留しやすい地域
ではないと考えられます。

添付資料 P.3-1

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

添付資料 P.3-11

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

添付資料 P.3-12～18

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈大気質〉

・既存の中央技術研究所の排ガスは、窒素酸化物の排出量が16kg/年、浮遊粒子状物質の排出量が3kg/年程度です。

・新研究所の環境で短期予測を行った結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、評価の指標に適合します。

・汚染物質の排出量を既存の中央技術研究所の現状以下とします。

添付資料 P.3-2

第２分類事業判定届出について

■大気質の予測結果（短期予測：大気安定度不安定時）

風速	安定度	最大着地濃度出現地点（m）	将来予測濃度		寄与率	
			二酸化窒素（ppm）	浮遊粒子状物質（mg/m³）	二酸化窒素	浮遊粒子状物質
1.0	A	風下170	0.0731	**0.0789**	1.5%	1.2%
1.0	A－B	風下200	0.0731	**0.0789**	1.5%	1.2%
1.0	B	風下240	**0.0732**	**0.0789**	1.7%	1.2%
2.0	A－B	風下200	0.0726	0.0784	0.8%	0.5%
2.0	B	風下240	0.0726	0.0784	0.8%	0.5%
3.0	B	風下240	0.0724	0.0783	0.6%	0.4%
3.0	B－C	風下300	0.0724	0.0783	0.6%	0.4%
評価の指標※			**0.1～0.2**	**0.2**	―	―
			○	○	―	―

※評価の指標　二酸化窒素：「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（中央公害対策審議会昭和53年3月22日答申）
浮遊粒子状物質：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）

添付資料 P.3-19

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈大気質〉

・既存の中央技術研究所の排ガスは、窒素酸化物の排出量が16kg/年、浮遊粒子状物質の排出量が3kg/年程度です。

・新研究所の環境で短期予測を行った結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、評価の指標に適合します。

・汚染物質の排出量を既存の中央技術研究所の現状以下とします。

本事業による大気質への
著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-2

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈水質〉

・既存の中央技術研究所の排水は、「水質汚濁防止法」の一般排水基準及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の公共用水域に排出される排水の規制基準、協定値及び自主管理目標に適合しています。

・汚染物質の濃度及び排出量を既存の中央技術研究所の現状以下とします。

添付資料 P.3-2

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

■水質測定結果（既存の中央技術研究所）

項目	単位	2018年度		2019年度		2020年度		排水基準※2	協定値※3
		8/14	2/12	8/13	2/12	8/11	2/9		
水素イオン濃度（pH）	―	7.5	7.5	7.3	7.2	7.6	7.3	5.8～8.6	5.8～8.6
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	2.1	2.6	3.2	2.6	5.3	6.0	60※4	15
浮遊物質量（SS）	mg/L	<10	<10	<10	<10	<10	<10	90※4	20
n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<3	<3	<3	<3	<3	<3	5	4
フェノール類含有量	mg/L	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	0.5	0.4
窒素含有量	mg/L	1.3	3.9	2.2	1.8	1.3	3.9	50※5	20
燐含有量	mg/L	0.16	<0.06	0.24	<0.06	0.08	<0.06	8※5	1.0

※1 上表は、既存の中央技術研究所における処理後の排水の測定結果から、横浜市との協定で管理している項目を抜粋して掲載しています。
※2 排水基準は、「水質汚濁防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の基準で適用される値を示します。
※3 協定値は、既存の中央技術研究所において、横浜市との協定で取り決めた排水の許容限度です。
※4 既存の中央技術研究所は昭和46年9月11日より前に設置されており、新設以外の場合の排水基準が適用されています。
※5 既存の中央技術研究所の処理後の排水は、東京湾に流入する公共用水域に排出されるため、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で新設以外の場合の排水基準が適用されています。

添付資料 P.3-19

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈水質〉

・既存の中央技術研究所の排水は、「水質汚濁防止法」の一般排水基準及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の公共用水域に排出される排水の規制基準、協定値及び自主管理目標に適合しています。

・汚染物質の濃度及び排出量を既存の中央技術研究所の現状以下とします。

本事業による水質への
著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-2

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈騒音・振動〉

・計画建物に設置する空気圧縮機及び排風機などは、計画建物と近接する住居等と十分な距離を確保します。

・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満足するよう設置します。

本事業による騒音・振動の
著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-3

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈土壌汚染〉

・計画区域では、原油を扱っていたことや臨海部の埋立地であることから、ベンゼン、砒素、フッ素などの基準値を超過する土壌の存在が想定されます。

・土壌汚染対策法に基づく調査を行ったうえで、同法に基づいて処理することとし、汚染土壌のある位置の整備計画に合わせて措置を行います。

・薬品類や廃棄物の取り扱いに十分注意し、保管場所・使用場所の床を耐薬品性にする、防液堤を設置すること等により、薬品類の地下浸透防止を図ります。

本事業による土壌汚染の
著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-3

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈悪臭〉

・規制の対象となる悪臭物質（トルエン、アンモニア、硫化水素等）は、水洗による排ガス処理設備により浄化して大気放出します。

・水洗による排ガス処理設備の周辺には、ガスを含んだ水の漏洩を防ぐため、防液提を設けます。

本事業による悪臭の
著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-3

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈日影〉

・工業専用地域は横浜市建築基準条例第4 条の4「日影による建築物の高さの制限に関する地域及び日影時間の指定」に基づく規制はありません。

・日影が最も長くなる冬至日や日影が最も短くなる夏至日における、平均地盤面±0mでの工業専用地域を超えた範囲に日影を及ぼすことはありません。

添付資料 P.3-3

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

■等時間日影図（冬至日）

：計画区域
：1時間以上2時間未満
：2時間以上3時間未満
：3時間以上4時間未満
：4時間以上5時間未満
：5時間以上6時間未満
：6時間以上

Scale 1:2,500
0 50 100 m

添付資料 P.3-20

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈日影〉

・工業専用地域は横浜市建築基準条例第4 条の4「日影による建築物の高さの制限に関する地域及び日影時間の指定」に基づく規制はありません。

・日影が最も長くなる冬至日や日影が最も短くなる夏至日における、平均地盤面±0mでの工業専用地域を超えた範囲に日影を及ぼすことはありません。

本事業による日影の
著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-3

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈風害〉

・計画建物の建設前の計画区域外の風環境評価はランク1～2 であり、建設後も同様にランク1～2 と予測されます。

添付資料 P.3-4

第２分類事業判定届出について

■風環境評価（強風の出現頻度に基づく風環境評価尺度）

強風による影響の程度	対応する空間の用途	評価する強風のレベルと許容される超過頻度 日最大瞬間風速(m/s)		
		10	15	20
ランク1 もっとも影響を受けやすい用途の場所	住宅地の商店街 野外レストラン	10%（37日）	0.9%（3日）	0.08%（0.3日）
ランク2 影響を受けやすい用途の場所	住宅街 公園	22%（80日）	3.6%（13日）	0.6%（2日）
ランク3 比較的影響を受けにくい用途の場所	事務所街	35%（128日）	7%（26日）	1.5%（5日）
ランク外（ランク4とも呼ぶ） ランク3を超える場所	風環境として好ましくない	－	－	－

添付資料 P.資-24

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

■風環境評価結果（計画建物建設前後）

＜計画建物建設前＞　　＜計画建物建設後＞

添付資料 P.3-22～3-23

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の基準	
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈風害〉

・計画建物の建設前の計画区域外の風環境評価はランク1～2 であり、建設後も同様にランク1～2 と予測されます。

本事業による風害の
著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-4

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（1）の基準	
ウ	自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

計画区域及びその周辺は主に埋立地であり、
特に自然度の高い植生の地域や野生生物の重要な
生息地若しくは生育地となっていません。

添付資料 P.3-4

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（2）の基準	
ア	首都圏近郊緑地保全法第３条第１項の規定により指定された**近郊緑地保全区域**
イ	都市緑地法第12条第１項の規定により定められた**特別緑地保全地区**の区域
ウ	都市計画法第８条第１項第７号の規定により定められた**風致地区**の区域
エ	森林法第５条第２項第１号の規定により定められた**森林の区域**
オ	農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号の規定により定められた**農用地等として利用すべき土地の区域**
カ	緑の環境をつくり育てる条例第７条第１項の規定により指定された**保存すべき緑地**
キ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項の規定により指定された**鳥獣保護区**の区域

〈各法令等に定められた区域〉

・調査区域には特別緑地保全地区の「東寺尾六丁目南特別緑地保全地区」や保存すべき緑地の「東寺尾ふれあいの樹林」、鳥獣保護区の「浅野学園愛護林」がありますが、それぞれ計画区域から約1.8km、約2km、300m離れています。

添付資料 P.3-5

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

■特別緑地保全地区、保存すべき緑地

■鳥獣保護区

:計画区域

0 500 1,000 m

添付資料 P.3-25、3-27

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の基準	
ア	首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された**近郊緑地保全区域**
イ	都市緑地法第12条第1項の規定により定められた**特別緑地保全地区**の区域
ウ	都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた**風致地区**の区域
エ	森林法第5条第2項第1号の規定により定められた**森林の区域**
オ	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定により定められた**農用地等として利用すべき土地の区域**
カ	緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された**保存すべき緑地**
キ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された**鳥獣保護区**の区域

調査区域には、上記の各法令等に定められた
区域や地区の指定が一部ありますが、
本事業による著しい影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-5

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（2）の基準	
ク	**文化財保護法**第27条第１項の規定により指定された**重要文化財（建造物に限る。）**又は同法第109条第１項の規定により指定された**史跡、名勝若しくは天然記念物**
ケ	**神奈川県文化財保護条例**第４条第１項の規定により指定された**神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）**又は同条例第31条第１項の規定により指定された**神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物**
コ	**横浜市文化財保護条例**第６条第１項の規定により指定された**横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）**又は同条例第40条第１項の規定により指定された**横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物**

〈文化財〉

・横浜市の指定・登録文化財等が6つ、埋蔵文化財包蔵地が27箇所ありますが、計画区域内にはありません。

・本事業で建設する研究施設では、振動等により文化財へ影響するような施設はありません。

添付資料 P.3-5

第２分類事業判定届出について

■指定・登録文化財等及び埋蔵文化財包蔵地

添付資料 P.3-28

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
この資料は「（仮称）ＥＮＥＯＳ株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第２分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第１５条第1項（2）の基準	
ク	**文化財保護法**第27条第１項の規定により指定された**重要文化財（建造物に限る。）**又は同法第109条第１項の規定により指定された**史跡、名勝若しくは天然記念物**
ケ	**神奈川県文化財保護条例**第４条第１項の規定により指定された**神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）**又は同条例第31条第１項の規定により指定された**神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物**
コ	**横浜市文化財保護条例**第６条第１項の規定により指定された**横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）**又は同条例第40条第１項の規定により指定された**横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物**

本事業による直接的な改変はありません。
本事業において振動等による文化財への
影響はないと考えられます。

添付資料 P.3-5

ご清聴ありがとうございました